

## 各種届出等について

### 指定事項を変更したとき

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」に、次の書類を添えて提出してください。

提出期限：当該変更のあった日から30 日以内

変更事項	添付書類				
		登記事項 証明書	定款の写し (直近のもの)	誓約書	住民票
氏名又は名称	法人	○	○		
	個人				○
住所	法人	○	○		
	個人				○
代表者の氏名	法人	○	○	○	
役員	法人	○		○	

※登記事項証明書又は住民票については、**発行日から3か月以内の原本**を添付して下さい。

※上記以外の変更等については、「**組織変更又は合併の場合**」を参照してください。

### 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したとき

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、当該事由が発生した日から**2週間以内**に、

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。

なお、選任をする場合は、給水装置工事主任技術者免状の写しを添付してください。

### 事業を廃止・休止・再開したとき

指定給水装置工事事業者を**廃止又は休止したときは、廃止又は休止の日から30日以内**、事業を

**再開したときは、当該再開の日から10日以内**に「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

## 組織変更又は合併の場合

	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人（法人⇒個人 も同様の取扱い）	廃止届 及び 指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止届 及び 指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 ⇒ 株式会社 合資会社	廃止届 及び 指定申請	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定事項変更届	
		合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併
	新会社 C 設立 (新設合併)			A、B ともに廃止届、 C は指定申請
	会社 A と 指定工事店 B が合併		A が指定工事店 B を吸収合併	A は指定申請、 B は廃止届
			新会社 C 設立 (新設合併)	B は廃止届、 C は指定申請

問い合わせ先

〒891-3193 西之表市西之表7612番地

西之表市水道課管理係

電話：0997-22-0271 F A X：0997-22-0271